

枚方市学校規模等適正化基本方針【改定版】

主要な改定部分の新旧対照表

| 新（改定後） | 旧（現 行） |
|---|--|
| <p>2. 通学区域</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>市立小中学校の接続関係については、平成 20 年度に香里小学校など 3 校、平成 21 年度に香陽小学校など 3 校、平成 24 年度に山田小学校など 4 校、また、平成 25 年度に川越小学校、平成 26 年度には樟葉南小学校について、「一小一中」の接続関係への改善を行った結果、小学校 45 校のうち <u>44 校</u>が「一小一中」となっており、<u>残る 1 校（蹉跎小学校）</u>において、<u>児童が複数の中学校に分かれて進学している。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p>2. 通学区域</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>平成 23 年度の市立小中学校の接続関係については、平成 20 年度に香里小学校など 3 校、平成 21 年度に香陽小学校など 3 校について「一小一中」の接続関係への改善を行った結果、小学校 45 校のうち、38 校が「一小一中」となっているが、表-1 のとおり、残る 7 校の児童が複数の中学校に分かれて進学している。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

| 新（改定後） | 旧（現 行） |
|--|--|
| <p>第2 学校規模等の適正化の必要性</p> <p>本市教育委員会における小中一貫教育の推進や地域との連携を充実させる観点から、「一小一中」の接続関係になっていない学校については、引き続き「一小一中」の接続関係への改善に取り組む必要がある。</p> <p>一方、義務教育段階である小中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的であるため、学校では単に教科等の知識等を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要であり、小規模校については、学校規模等の適正化によって教育環境の改善を図る必要がある。</p> <p>また、子どもの健全育成や学習指導をはじめ、義務教育の教育環境面における公平性を確保する観点から、大規模校の解消に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、過密校については、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないなど、学習環境において明らかに不均衡な状況になるため、早急に解消を図る必要がある。</p> | <p>第2 学校規模等の適正化の必要性</p> <p>本市教育委員会では、義務教育9年間を見据えた系統的な学習指導や生徒指導の充実を図り、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、「いきいきスクール」や「『こころの再生』推進事業」などを実施し、小中学校の連携を推進してきた。</p> <p>平成22年度からは、「『こころの再生』推進事業」を継承・発展させ、「生きる力」の育成をめざして、「枚方市小中連携事業」を全中学校区において展開している。</p> <p>「一小一中」の接続関係は、「枚方市小中連携事業」の根幹となるものであり、「一小一中」の接続関係に改善されていない残る7小学校においても、小中連携等の教育課題や地域との連携を充実させる観点から、引き続き、「一小一中」の接続関係への改善に優先的に取り組む必要がある。</p> <p>また、今後も、学校規模や学習環境の格差が学校間で生じるものと予測され、教育内容の一層の充実が求められている中で、子どもの健全育成や学習指導をはじめ、義務教育の教育環境面における公平性を確保する観点から、小規模校・大規模校の解消に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、過密校については、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないなど、学習環境において明らかに不均衡な状況になるため、早急に解消を図る必要がある。</p> |

| 新（改定後） | 旧（現 行） |
|--|--|
| <p>2. 適正化の実施</p> <p>適正化の基本的な考え方に基づき、学校規模や通学区域に課題のある学校については、次の基本的な方策を実施する。</p> <p>(1) 学校規模</p> <p>① <u>学校規模について</u> 〈基本的な方策〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。</u> <u>大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。</u> <u>過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。</u></p> </div> <p>ア. <u>小規模校</u> <u>今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、子どもたちの良好な学習環境を確保し、学校運営に支障をきたすことのないよう、小規模校の解消を最優先課題と位置づけ取り組む必要がある。</u> <u>このため、中長期的な視点に立ち、学校統合を中心に据え、課題解消を図るものである。</u> <u>なお、学校統合の検討にあたっては、子どもたちの夢や元気につながるよう、新しい学校を築いていく観点で、教育現場や保護者・地域の方々の意見も踏まえながら進める。</u> <u>また、方策については、学校統合を基本とするが、必要に応じて通学区域の変更も視野に入れた検討を行う。</u></p> <p>イ. <u>大規模校</u></p> | <p>2. 適正化の実施</p> <p>適正化の基本的な考え方に基づき、学校規模や通学区域に課題のある学校については、次の基本的な方策を実施する。</p> <p>(1) 学校規模</p> <p>〈基本的な方策〉</p> <p>① <u>小規模校は、学校統合や通学区域の変更を行う。</u> ② <u>大規模校は、通学区域の変更を行う。</u> ③ <u>過密校は、通学区域の変更を行う。ただし、児童生徒数の推移や住宅開発の動向を見極め、学校の敷地面積や本市の財政状況などを総合的に判断し、教室の増築を行う場合もある。</u></p> |

| 新（改定後） | 旧（現 行） |
|---|--------|
| <p><u>全市的な少子化傾向により、将来的には適正規模の範囲内に向かうものと予測されることから、それまでの間は、学校の実情に応じた適切な支援策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>ウ. 過密校</u> <u>将来の状況を踏まえる中で、通学区域の変更や校舎の増築等による解消策を検討する必要がある。</u></p> <p><u>(資料2)「将来推計による小規模校・大規模校・過密校一覧」参照 P12)</u></p> <p><u>② 学校統合について</u></p> <p><u>ア. 学校統合について検討の対象とする学校の要件</u> <u>次の項目に該当する学校を学校統合の検討の対象とする。答申で示された検討対象校は小学校9校、中学校2校となっている。</u></p> <p><u>(a) 平成27年度から平成35年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成55年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模の範囲内になる見込みがないこと。</u></p> <p><u>(b) 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模の範囲内になるほどの増加がないと予測されること。</u></p> <p><u>イ. 学校統合の取り組み</u> <u>学校統合の取り組み方策については、次のとおり進めていく。</u></p> | |

| 新（改定後） | 旧（現 行） |
|--|--------|
| <p><u>(a) 今後は、答申において「できる限り早期」に実施することとされた高陵小学校と中宮北小学校の方策に取り組んでいく。</u></p> <p><u>(b) 答申における他の取り組み方策については、今後の児童生徒数の推移を注視するとともに個々の課題への対応を検討する中で、5年程度を目途として改めて示していく。</u></p> <p><u>ウ. 学校統合にあたっての留意事項</u> <u>学校統合にあたっては、次の点に留意しながら取り組む必要がある。</u></p> <p><u>(a) 学校統合の進め方について</u></p> <p><u>i) 学校統合にあたっては、具体的な適正化方策を取りまとめた「実施プラン」を作成し、統合する3年前までを基本に「広報ひらかた」やホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めていく。</u></p> <p><u>ii) 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどへの十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めていく。</u></p> <p><u>iii) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めていく。</u></p> <p><u>iv) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称) 統合協議会」を設置する。「(仮称) 統合協議会」は、「基本方針」を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。</u></p> | |

| 新（改定後） | 旧（現 行） |
|--|--------|
| <p><u>本市教育委員会は、「(仮称) 統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定する。</u></p> <p><u>(b) 教育環境の充実について</u></p> <p><u>i) 統合校の施設・設備については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した整備を図る。</u></p> <p><u>ii) 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の適切な人事配置に努めていく。また統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について、万全の対策を講じる。</u> <u>特に、配慮を要する児童生徒については、個のニーズに応じた支援に努めていく。</u></p> <p><u>(c) 統合校の学校規模について</u> <u>隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校としないこととする。</u></p> <p><u>(d) 通学距離等について</u> <u>通学距離に配慮した通学区域を設定していく。</u> <u>また、通学路における安全性の確保に努めていく。</u></p> | |